

月刊

新しい価値を生み、組織・人事のチカラになる

7

2015
JULY
No.641

総務

月刊総務電子版
<https://www.e-manager.jp/>

特集

海外駐在員の リスクマネジメント

多様化する海外リスクから社員とその家族を守る!

第2特集

再休職を防ぐ! リワークのすすめ

総務のマニュアル

取引開始前に知っておきたい 与信管理のポイント

月刊総務オンライン <http://www.g-soumu.com/>

○税務トピックス

地方法人税に係る地方税の予定申告

平成二六年一〇月一日以後に開始する事業年度から地方法人税（国税・税率四・四%）が創設されたことに伴い、法人住民税法人税割（地方税）の税率がその分引き下げられています。また、法人事業税と地方法人特別税の税率がともに改正となっています。

当該改正に伴い、平成二六年一〇月一日以後に開始する最初の事業年度に限り、法人住民税法人税割・法人事業税・地方法人特別税（地方税）の予定申告に経過措置が設けられています。予定納税額は、「前年納税額の二分の一」ではないので、留意が必要です。

なお、地方法人税の中間申告は、平成二七年一〇月一日以後に開始する事業年度から必要となります。

国外転出時課税の創設

平成二七年度税制改正により、本年七月一日以後に国外転出をする一定の居住者が一億円以上の有価証券等を所有している場合には、その対象資産の含み益に所得税（復興特別所得税を含む）が課税されることとなりました。

国外転出時課税の対象となる者は、所得税の確定申告等の手続きを行う必要があります。一定の場合は、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置（減額措置等）を受けることができますが、いずれの減額措置等も国外転出までに納税管理人の届出書を所轄税務署へ提出するなどの手続きが必須となります。

●執筆／税理士法人 AKJ パートナーズ